

令和元年9月17日

調査結果報告書

三田市行政監察員 村上英樹

通報受理日	令和元年8月22日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接 (時分～時分)</li> <li>・郵便</li> <li>・電子メール</li> <li>・FAX</li> </ul>	
通報者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実名(※ )</li> <li>・匿名</li> </ul>	所属部署
通報内容	<p>4月下旬に公益目的通報を行ったが、その内容がホームページに公表されていない。(行政監察員が市に結果を報告してから1ヶ月以上が経過している)</p> <p>これは三田市公益目的通報者保護条例第11条第5項の規程に違反している。</p>	
調査経過	<p>令和元年8月22日 公益目的通報を受理</p> <p>同月27日 市長に対して公益目的通報受理報告書を提出</p> <p>同月30日 事務局に調査依頼</p> <p>9月13日 事務局より以下の資料受理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該案件の事務処理の経過を説明した文書及び添付資料</li> </ul> <p>9月17日 調査報告書提出</p>	
調査結果	別紙のとおり。	
添付資料の内訳	なし	
備考		

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。

別紙

## 調査結果

### 1 法令

三田市公益目的通報者保護条例第11条5項は、市長が行政監察員から調査報告を受けたときは規則で定めるところによりその内容を公表しなければならないと定めている。

そして、三田市公益目的通報者保護条例施行規則第14条では、条例11条第5項の規定による公表は、市広報、市ホームページ等への掲載等によるものとされている。

### 2 事実関係

今回の公益目的通報内容にある、公表が未だなされていない（通報当時）とされる元の公益目的通報（平成31年4月22日、同月24日付通報の2件。これらを「原通報」という。）についての、行政監察員（当職）より調査結果報告がなされてから公表に至るまでの事実経緯は次のとおりである。

#### ① 市長による開封

原通報2件の調査報告書は、7月18日（木）付で行政監察員より市長宛送付された。

同月19日（金）に市に郵便で到着した。市長長期不在のため、同月22日（月）に市長が受領し受付された。

#### ② 事務局による記者・議会提供用の資料作成

報告書をもとに公表資料が作成され、情報公開条例に基づく非公開情報等の確認・整理が行われた。

この事務に7月22日（月）から31日（水）までを要した。

③ 上記②についての市長決裁

担当課による市の見解等の検討を行い、課長による起案、人事課長・行政管理室長・経営管理部長・理事・副市長・市長の決裁が行われた。

8月1日（木）起案につき、同月23日（金）決裁完了した。

④ 記者、議会への情報提供

同月26日（月）情報提供された。

⑤ ホームページ公表用作業

報告書のPDF化及び更新作業を行った。

8月29日（木）に完了した。

⑥ 上記⑤についての室長決裁

担当者により決裁文書が作成され、課長補佐・課長・行政管理室長の決裁が行われた。

8月30日（金）決裁完了しホームページに公表された。

### 3 検討

公益目的通報についての調査結果報告については上記1のとおり条例に則り公表しなければならない。

条例・規則には公表の時期について具体的に明記されていないが、同条例の目的（同条例1条）「公益目的通報が迅速かつ公正に取り扱われる仕組みについて必要な事項を定めるとともに、（中略）もって透明かつ公正な市政を実現することを目的とする」に適合するように、迅速に公表される必要がある。

一方で、調査結果報告の公表においては「情報公開条例の規定に照らし行うものとする」（同条例11条5項）とされ、情報公開条例に基づき公開・非公開内容を検討したうえで適正に処理されなければならないため、充実した検討過程が必要である。

市によれば、現在、公益目的通報一般について、調査報告書を受領してから公

表まで約1ヶ月間をめぐりとして処理しているが、内容によっては1ヶ月を超える場合もある、とのことである。

本件についてみると、7月22日市長受領から、ホームページ公表がなされた8月30日までは1ヶ月と10日弱であり、市が通常目処として処理している期間（約1ヶ月）よりやや長いものの、大きく超過してはいない。

公表までの過程は上記②のとおりであって、いずれも公表までに必要不可欠な事務であると考えられるが、本件の場合は上記③（事務局による記者・議会提供の資料作成についての所内での決裁）に時間がかかっている（8月1日から23日まで）。

その理由は、原通報（及び調査報告）の内容が市役所内における時間外勤務という市政上も重要な課題であったこと、盆の週をはさんでいたことにより、3週間強の時間を要したとのこと（市より報告）である。

以上からすると、今回の公表までの期間は、報告書受領から1ヶ月10日弱（報告書日付から起算すると1ヶ月と12日）と市民感覚からすればやや長期間かかっているという捉え方がなされる可能性があることは否めないが、その過程を検討すると、原通報2件の内容が市政上重要な課題に関わるものであることや、公表までの事務が行われた時季などの事情を考慮すれば、今回公表が8月30日になったことにはやむを得ない理由があるといえ、同期間を要していることをもって条例の趣旨・目的に反するものではない。

もっとも、透明かつ公正な市政を実現することを目的とする公益目的通報制度の趣旨からすれば、必要な検討を十分に行える範囲でできる限り調査報告書受領から公表までの期間を短くするよう今後とも努力することが望ましいと考える。

以上